

※ 受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載
しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 ○ 番所有権登記名義人住所変更（注1）

原 因 令和5年11月11日名称地番変更（注2）

変更後の事項 住所 前橋市六供町○丁目○○番地○（注3）

申 請 人 前橋市六供町一丁目5番2号
法 務 太 郎 印（注4）
連絡先の電話番号 00-0000-0000（注5）

添 付 書 類
登記原因証明情報（注6） 代理権証明情報（注7）

令和○年○月○日申請 前橋地方法務局

代 理 人 ○○市○○町二丁目6番3号
法 務 花 子 印（注8）
連絡先の電話番号 00-0000-0000（注5）

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税（注9）

不動産の表示（注10）

不動産番号 1234567890123（注11）
所 在 前橋市六供町一丁目
地 番 23番
地 目 宅地
地 積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012
所 在 前橋市六供町一丁目23番地
家屋番号 23番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 43・00平方メートル
2階 38・62平方メートル

委任状の例

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町二丁目 6 番 3 号 法務花子 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記 1 から 4 までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町一丁目 5 番 2 号
法 務 太 郎 印

記

登記の目的 〇番所有権登記名義人住所変更

原 因 令和 5 年 1 1 月 1 1 日名称地番変更

変更後の事項 住所 前橋市六供町一丁目〇〇番地〇

不動産の表示

所 在	前橋市六供町一丁目
地 番	2 3 番
種 類	宅地
地 積	1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

所 在	前橋市六供町一丁目 2 3 番地
家屋番号	2 3 番
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき 2 階建
床 面 積	1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル
	2 階 3 8 ・ 6 2 平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

<記載例の解説及び注意事項等>

- (注1) 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するのかわを表示します。付記登記（「付記2号」などの登記）がある場合でも、主番号（1番）のみを記載します。
- (注2) 市区町村長から交付される土地区画整理事業の換地証明書の効力発生日を記載します。
- (注3) 土地区画整理事業の換地証明書に記載されている現在の住所（修正後の住所）を記載します。
- (注4) 所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に認印を押印してください。
- (注5) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。
- (注6) 土地区画整理事業が実施されたことを証する情報及び登録免許税を非課税とするために必要な情報として、土地区画整理事業の換地証明書を添付します。この証明書は、①土地区画整理事業が実施されたこと、②土地区画整理事業が実施された年月日及び③土地区画整理事業の実施前の住所（登記記録上の住所）と実施後の住所（現在の住所）とが記載されている市区町村長の証明書になります。この証明書は、市区役所又は町村役場で入手してください。
- (注7) 登記申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。様式・記載例は、2ページのとおりです。
- (注8) 所有権の登記名義人（所有者）から登記の申請の委任を受けた代理人が申請する場合は、代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に認印を押してください。
- (注9) 登録免許税は、非課税になります。根拠条文を例のように記載してください。
- (注10) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注11) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
- (注12) 申請書が複数枚にわたる場合は、代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。